

ラムサール条約湿地の登録基準 9 について

1. **基準 9**：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の 1 % を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

2. 基準追加までの経緯

平成 15 年：ラムサール条約第 11 回 S T R P 会合において、生物多様性条約との基準の調和が求められていることが照会される。

平成 16 年：生物多様性条約第 7 回締約国会議における「内陸水生生態系の生物多様性」の決定の中で、生物多様性の構成要素をより広範に包含するために、両生類等の湿地に依存する種や量的基準をガイドラインに追加することが招請される。

平成 17 年：ラムサール条約第 12 回 S T R P 会合において、メガファウナ（巨型動物類）を対象とした基準 9 が初めて提案され、個体群の 1 % 基準等について議論される。

6 月：ラムサール条約第 31 回常設委員会において、基準 9 が提案される。

11 月：ラムサール条約第 9 回締約国会議において、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充させるための戦略的枠組み及び指針」を改訂し、基準 9 が追加される。

3. 基準 9 の適用に関するガイドライン

- (1) 締約国が、この基準に基づいて指定する湿地の候補地を検討する際には、地球規模で絶滅のおそれのある種や亜種の個体群が生息している一連の湿地を選定することによって、最大の保全効果が達成される。上述の段落 [44]：「種の存在についての展望」、上述の段落 [52]：「補完的な国際的な枠組み」も、参照のこと。データがあれば、累計数を得られるように、渡りの期間中における渡り性動物の個体の入れ換わり数を考慮してもよい（鳥類以外の動物に関連する基準 9 にも適用されうる水鳥に関連する段落 [A11－A14] の手引きを参照のこと）。

- (2) 国際比較をするために、可能であれば締約国は、この基準に基づく条約湿地の候補地の評価基準として、IUCN「生物種情報サービス (SIS)」を通じて IUCN の専門家グループが提供し定期的に更新するとともに、「ラムサール技術報告書」シリーズにおいて公表される、最新の国際的な推定個体数及び 1%基準を用いるものとする。

- (3) 国レベルで個体数について信頼しうる推定値がある場合、この基準は、その国の固有種や固有の個体群についても適用できる。そのような基準を適用する場合は、この基準の適用を正当化する説明資料中に、個体数推定値を公表している出典に関する情報を含むものとする。このような情報はまた、「ラムサール技術報告書」シリーズで公表される、個体数推定値と1%基準値に関する分類上の情報範囲を拡大するのに貢献するものとなる。
- (4) この基準は、特に、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類及び水生の大型無脊椎動物を含む、鳥類以外の多様な動物個体群と種とに適用されることが期待されている。しかしながら、この基準を適用するには、信頼できる個体数推定値が提供され、それが公表されている（段落 A21 と A22）種または亜種のみが、基準適用を正当化する資料中に含まれるものとする。そのような情報がない場合、締約国は、鳥類以外の重要な動物を有する湿地の指定を、基準 4 に基づいて考慮しなければならない。この基準の適用をより適切に行うために締約国は、可能であれば、国際的な個体数推定値の今後の更新及び改訂を支援するために、そのようなデータを IUCN の種の保存委員会とその専門家グループに提供することで協力するものとする。

4. 対象種について

どの種が基準9に該当する湿地に依存する動物の種に当たるかについては、STRP内でも検討が続いているところ。平成22年1月現在、基準 9 を登録基準として用いているのは世界で14湿地のみであり、その対象種は水棲アンテロープ、ヌー、アザラシ、イグアナ、ウミガメなど。